胆沢野球場

区分		基本使用料(1時間までご とに)	付加使用料
入場料を徴 収しない場		270円	1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。
合	一般	550円	2 スコアボードを使用するときは、次に掲げる額を徴収する。 (1) 1試合につき 1,100円 (2) 1日につき 2,750円 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。
入場料を徴 収する場合		820円	
	一般	1, 650円	4 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき 3,630円を徴収する。

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。